

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の改正について

○卸売市場法改正の趣旨

1 背景

- ・食品流通では、通信販売、産地直送といった流通の多様化が進んでいる。
- ・特に消費地市場では、卸売市場を通さない流通が増えている。

2 対応

- ① 生産者の所得向上
 - ② 消費者ニーズへの的確な対応
- ① および②の目的を達成するために、以下の取組を促進する。
- ・卸売市場の実態に応じた創意工夫の取組（市場の活性化）
 - ・卸売市場を含む食品流通の合理化
 - ・公正な取引環境の確保

○鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の改正の考え方

- ・卸売市場法改正により、卸売業者の許可、取引結果の公表等といった追加しなければならない部分を改正する。
- ・取引関係者の意見を聴き、境港水産物地方卸売市場における取引で不合理性のあるもの、若しくは今後の市場の活性化に資するものは地域への影響を考慮し方策を検討する。